

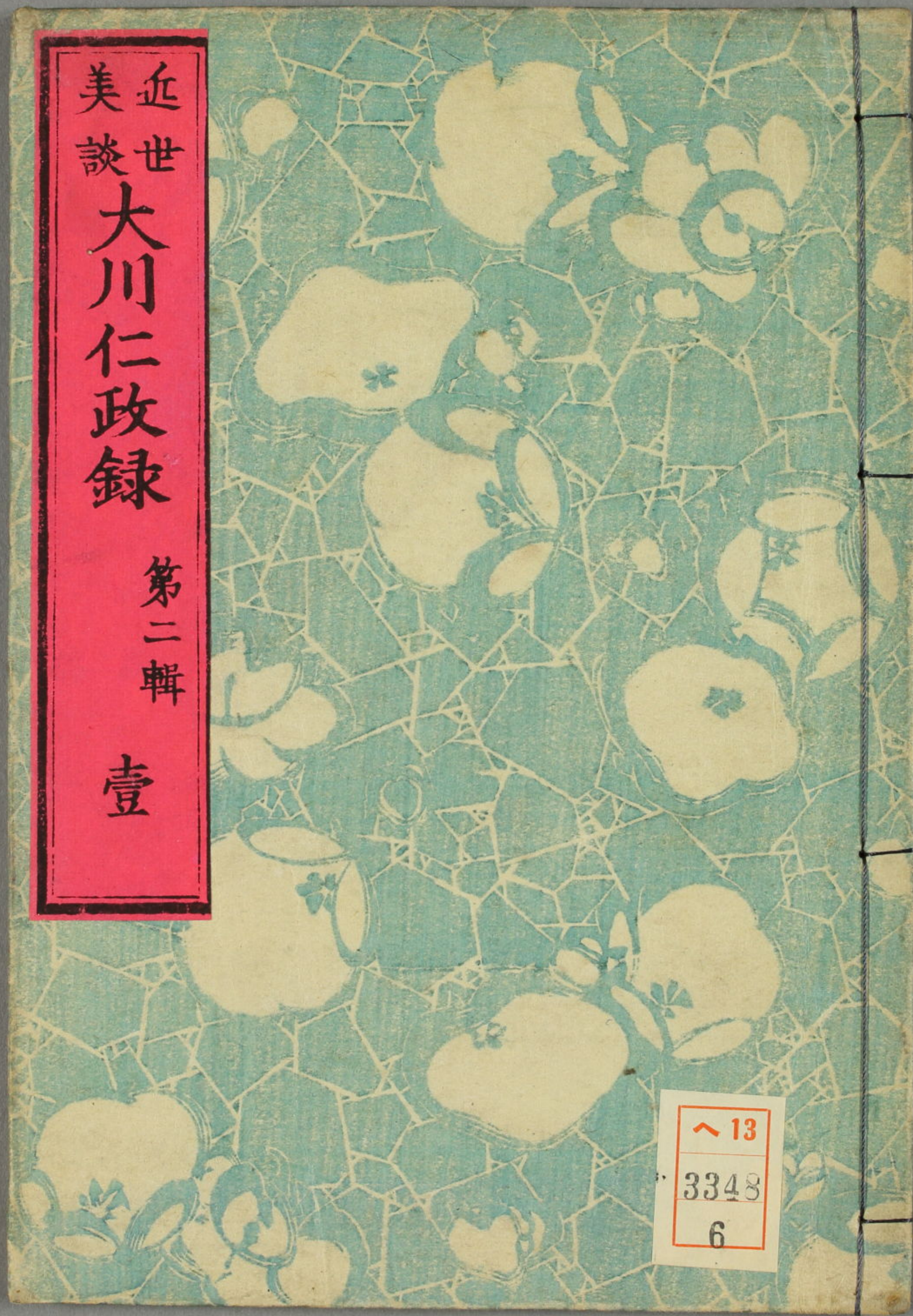


近世
美談

大川仁政録

第二輯

壹



~ 13
3348
6



松亭主人篇次

近世美談大川 仁政録第二輯

長谷川貞信
歌川芳梅 畫

近世美談 大川仁政録第二輯叙

大正十年八月廿九日
本大學出版部 贈

語曰政を正さるる人の五倫五常此道乃止むべき處を
正くする処以て善とす止むべき法則禁令を謂ふ後なる
者ハ刑罰有るに以て之戒一ふと爲苟も刑罰を免
むるの善は愧とする處多きを謂ふ蓋し敢て悪と
爲さばとくとも悪は爲る者心未だ嘗て亡むす又曰
政を爲る人乃徳を躬ふ行ふて以て之を率て之ハ則民
國ハ觀感して善心自り五常此道此道起す而きて

18
3348
6

其法深厚府の一ちるが者と又禮以く之と一ふき
夏は民不善と恥く又以善を走る夏は禮と一の制度
品節を習ふと云く是は文明年中鎌府ふとく改廳官と
て改刑載出の賢明仁智ある庶民感服して所謂北辰
尊の其処は居動がふと衆望は四面ふ旋り轉く之よ
帰る夏殆も此本は風ふ靡る佩がじと云くも鎌府管領
に隸する國十五ヶ及政布局と夏屢紙紙給る云々悉く仁智
明辨とて公載有る徳と歸化して大川教光度の松枝を

五部を清戸田と九郎等は夏状の明載有る一は
政刑と詳くふ著述ふおと飛勃善懲惡の一端ふ
彼ら為る一は夏と此書の端言と為る事一は形

乙卯蟻月

松亭羽華翁誌

大川二文録二編卷之一

二〇二



松枝王親

管領成氏

近世美談 大川仁政錄第二輯 惣目録

壹之卷

第一回

第二回

第三回

二之卷

第四回

千摩田松枝屋敷藝術
五郎兵衛勇懲奸小
比怯師弟工惡計
五郎兵工落毒母手
冠者悔過腕入墨
磯七仁却仇其身
群蠅磯七妨刑
教元察知竈罪

第五回

第六回

三之卷

第七回

第八回

第九回

小袋坂於邱萊賣盜
賢君與銅盃教訓窮夫
一心太助報舊恩
一盃酒僕漏蜜支
教光松枝尋素姓
奴僕告状三士伏罪
誠忠下僕捕三賊
成氏教光問賞罪
教光記錄所分黑白
三左工門夫婦落罪



大川教光

第十回

二士真劔蒙命勝負
王祝於御前試劔法

四之卷

第十一回

王祝拜領小銀冶刀
五良兵工帶刀改名

第十二回

王祝而單騎討三士
帶刀父子列腕近衆

第十三回

時行假誘義峯
新田諸臣諫君

第十四回

新田義峯加膽不義
飯塚隼人諫王退身

五之卷

第十五回

高田姉妹嫁良家
津田當麻察穢心

第十六回

津田家儲世嗣
當麻妻贈產着

第十七回

津田義心黃金如瓦石
當麻貪欲爲金不知恥

第十八回

大川侯明載
津田賜加增

通計十八回 大終

千摩田堂左門 ちまたの だうざもん



松枝屋五良兵衛 まつえだの ぐらへい



辛崎与五左門 からさきの ぐさざもん

牛田強右門 うしだの かつさうもん



一心太助 いちしん

太助貞藏 したけさだざう

女房於綱 おんなのつな



手代甚六 したしろく



津田與九郎 ついでとく

當麻山城守 あまのま

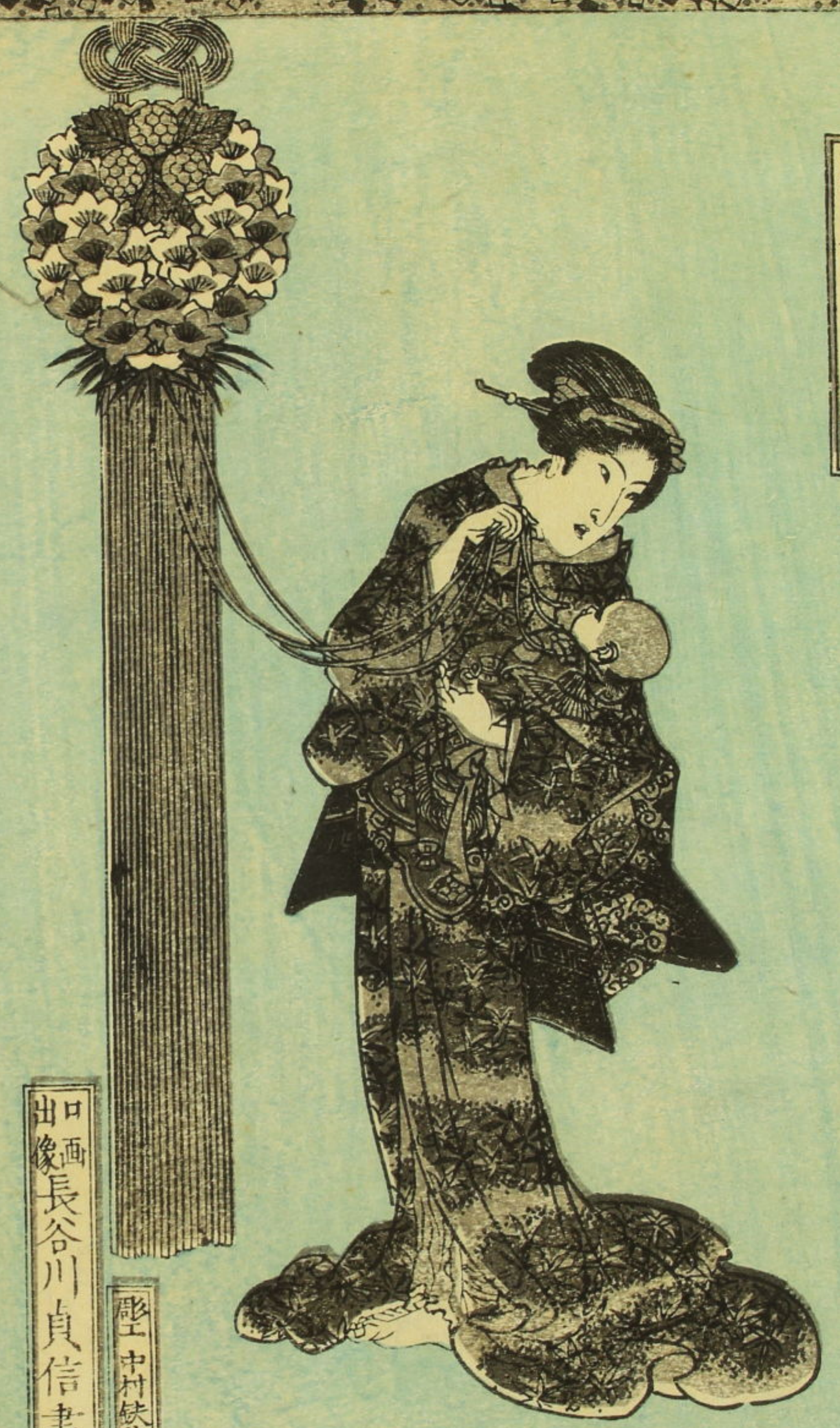


娘於雪 むすめゆき

高山甚内 たかやま

香飯塚集人 かはんづか

津田氏室於鶴



口西長谷川貞信畫

彫中村鉄蔵

近世 美談 大川仁政録第二輯卷之壹

松亭主人編次

第一回

千摩田五郎兵工嫉藝術
松ヶ枝屋震勇懲奸士

高木者風又折とると易經少も已又亢龍の悔と示され一茲又関
東管領左馬頭成氏朝臣鎌倉御治世の時小當て金龍山
長谷寺觀世音門前長谷小路津和街とつゝ処又松ヶ枝屋五郎
兵工として生國奥羽津輕の産とて當所又住居一米穀及雜穀
と鬻ふ者有此五郎兵工性質廉直温和とて慈悲心深く常小己を
慎人を敬篤実謹行なるがゆへ又鄰街等の交會も能追々家業

繁榮して安樂な暮らすが一時街内の貨舎廊に於て若侍等の
 大酔及び價を拂へざるの誣より発する乱妨及び酒奠血
 鉢あつて撃つて下僕共を歩擲するや五郎兵衛も辭家
 の支故徒を見捨てる色々と扱ひ家々より出てさぬくと宿ひれ
 ども心も聞入を倍々乱騒ぎ手元より取りあへずの取てお付取障人は
 備つけけるまゝ堪忍強き五郎兵衛も今随へなく大き怒り五人を散々
 撃仆し嚴く撃懲しこれ五入ともは命をめぐめて逃去ける是は
 おいてみまゝ五良兵衛も修練は怖入大きな感心及び町内鄰街
 の弱者等の歩奇て武術柔術の功差教授と頼入と色々と申され
 ども五郎兵衛堅く辞して兼賣人の身の上奈何ぞ武藝をなすと

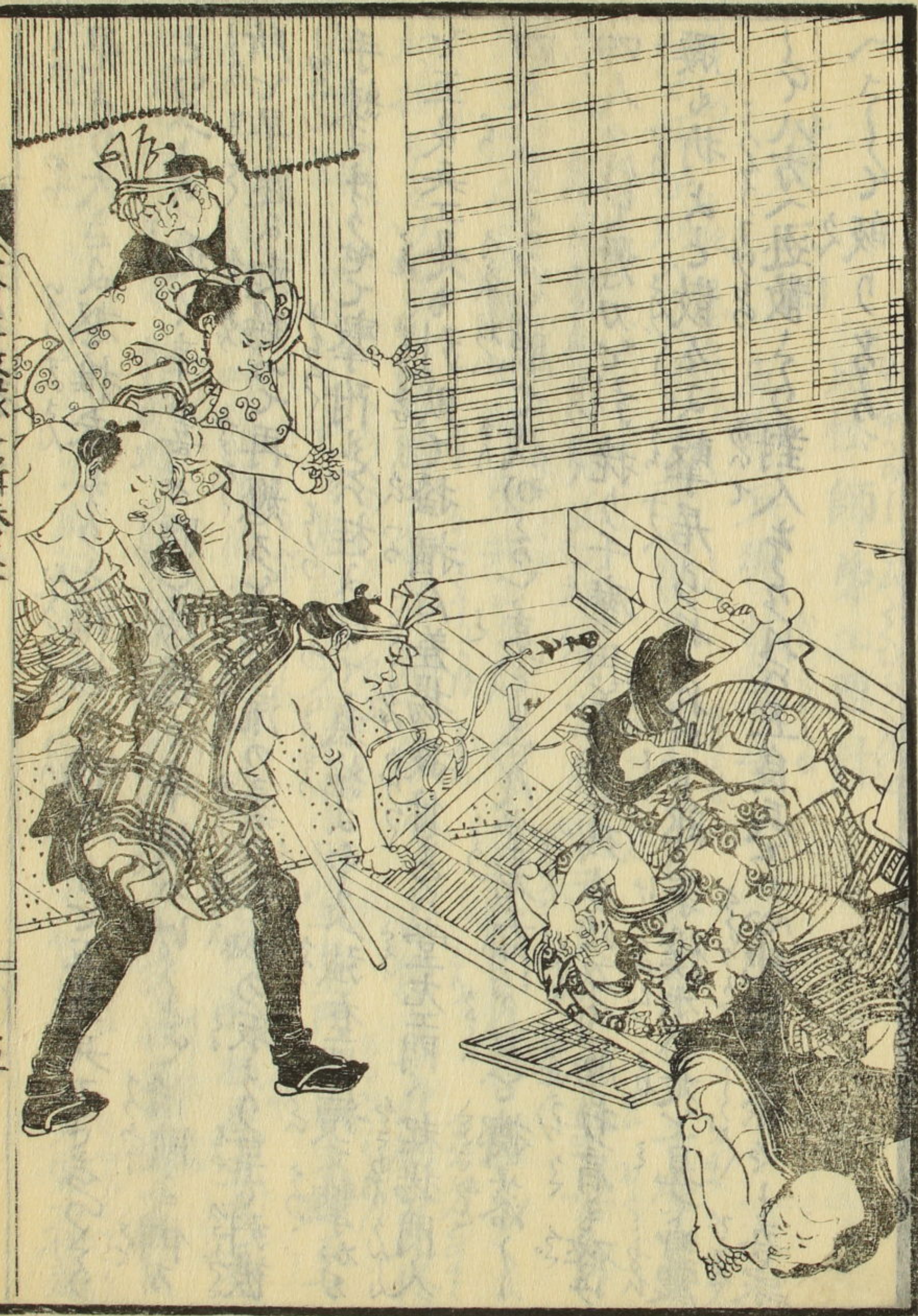
修練をききと辞退しおまじむれども中々兼知は是非の頼黙止
 がく然を未熟をうた程迫し所望する不兼知と達して一時々
 藝道と惜むらへて各様一憎まゝも後めぐるなり侍多
 とて丁内の人々已而として約諾と切差と始りれば弱輩等の大き
 歡其后毎夜五郎兵衛宅の妾席と柔あつて琢磨し及びけりか
 勿論堅く秘して切差しおまじむらゝ誰れをなく鄰街を聞へ
 噂高きりりるが爰に管領邸迄の内より摩田堂左門といふ人存
 津和街の東なる吳笛街といふ邸宅とつて常日武と好千摩
 田をれハ師範あつて追ふるも鎌府營中の若侍等神
 蔭流武術の琢磨りりりか熱中し幸崎寺三空門牛田強右門

二ノ一
 二ノ二
 二ノ三
 二ノ四
 二ノ五
 二ノ六
 二ノ七
 二ノ八
 二ノ九
 二ノ十
 二ノ十一
 二ノ十二
 二ノ十三
 二ノ十四
 二ノ十五
 二ノ十六
 二ノ十七
 二ノ十八
 二ノ十九
 二ノ二十
 二ノ二十一
 二ノ二十二
 二ノ二十三
 二ノ二十四
 二ノ二十五
 二ノ二十六
 二ノ二十七
 二ノ二十八
 二ノ二十九
 二ノ三十
 二ノ三十一
 二ノ三十二
 二ノ三十三
 二ノ三十四
 二ノ三十五
 二ノ三十六
 二ノ三十七
 二ノ三十八
 二ノ三十九
 二ノ四十
 二ノ四十一
 二ノ四十二
 二ノ四十三
 二ノ四十四
 二ノ四十五
 二ノ四十六
 二ノ四十七
 二ノ四十八
 二ノ四十九
 二ノ五十

二ノ一
 二ノ二
 二ノ三
 二ノ四
 二ノ五
 二ノ六
 二ノ七
 二ノ八
 二ノ九
 二ノ十
 二ノ十一
 二ノ十二
 二ノ十三
 二ノ十四
 二ノ十五
 二ノ十六
 二ノ十七
 二ノ十八
 二ノ十九
 二ノ二十
 二ノ二十一
 二ノ二十二
 二ノ二十三
 二ノ二十四
 二ノ二十五
 二ノ二十六
 二ノ二十七
 二ノ二十八
 二ノ二十九
 二ノ三十
 二ノ三十一
 二ノ三十二
 二ノ三十三
 二ノ三十四
 二ノ三十五
 二ノ三十六
 二ノ三十七
 二ノ三十八
 二ノ三十九
 二ノ四十
 二ノ四十一
 二ノ四十二
 二ノ四十三
 二ノ四十四
 二ノ四十五
 二ノ四十六
 二ノ四十七
 二ノ四十八
 二ノ四十九
 二ノ五十

与三右工門牛田強右工門の両士尤右より組附五郎兵工中ぬと声と
 共一油断なく両人の頸筋取て物の見直し投付て道場へ通なれば
 千摩田堂左門中央の正面座一左右小門人三四輩列座一庭の四
 方之家僕等の囲居り堂左工門兩人が若もさく投られりと頰疾
 くと念怒の氣と少一鎮め声と懸て松ヶ枝屋五良兵工とて你よ唯
 今の修鍊感どる処を去来此頃始末と聞バ其方儀街民の身
 と以弱輩等と集て武術とや柔とや切差の守由然小吾
 熟中等と其方の熟中等が嘲時及び且の吾と誹謗とるよ
 聞捨らん成し置難し唯今不倭と勝負を互に修鍊と競ん
 と眼一角立てりども五郎兵工温和を人中人中々僕儀賣人の身

の上何条左様とあつてまじく武術の指南とや柔の琢磨とや
 曾以存せざらん処と殊又熟子あつて存れどもぬ仰せ近頃迷惑
 の至りと達て断て謝れども千摩田威丈高よりぬく你さうに脱
 言又及とも唯今両士と捕て投り修鍊中々知らさるとハ云さぬ彼
 是は此場を避んと爲とも免さし比奥至極と嚴命五郎兵
 衛を恐入全く以僕とせんやの心得る者も持らぬ定め人
 違り御聞違ひ成べしと咤せども千摩田ハ聞ど無不倭又對て虚言
 と述る嫉き賣人の疾く刀を脱て真二ツと伐て懸五郎兵工透
 さげ身とわが右又開を堂左工門二の太刀振上て伐ゆると五良兵
 衛再び引外して利腕掴んで刀を扱取二三間投付る辛崎此体と



津和街の酒店
 ぼく松ヶ枝屋
 五良兵五個
 の酔客と懲す
 圖

見よりの大きき怒推泰きりと踊揚て伐めると五良兵工とまつと
 とつと迅く辛寄が臍と蹴揚ぐ辛崎へけりて侍臥又倒る
 所と早速又起揚つて再懸ると関口流の柔の極秘の取より早く引被
 手練よりせて撃附と在り當て氣絶又今より強左門續て撃手か
 と五良兵工是れ引臥て搔摑り差揚投付と堂左門へ起揚門人
 四人一中より刀と脱て伐めると堂左門が刀と擲落し
 四人が伐て懸刀と引捲り千摩田と残り刀の胸お肩も碎け
 腰も折よと散々又撃手居られ下部家僕ホは是と見て身震
 と八方へ逃散ると對人々々五良兵工へ心地能く徐々と吾家
 へさりと飯りちる

第二回

比怙師弟二悪計
 五郎兵衛落毒手

人と妬む則に災必と身又復ると尤もさるる千摩田堂
 左門其身管領の厩迹の身と忘街民五良兵工が藝と妬んで
 是と伐んとて却て師弟共とさんぐと打懲され皆々サリくと
 起揚るとつと腰膝と梅接顔と皺るるも懲もせ何分此終
 ころへ濟しと色々悪計と企千摩田堂左門比怙未練と七
 八人の家僕共と叫出し你等微度と疵と附松枝屋五良兵
 街民の身分と雇守夜毎々往還と出で新刀試とつて往來の者小疵
 こそ吾々も斯のてと死と負せられて勤仕うがと以非常方伊藤

助左門が邸宅へ歎願よりぞぞ然へ渠奴を刑合せ此
 仇と刑つんへ如何と高議及びこれ家僕等五体と震へ
 我々中々渠奴と相對ひの勝負及び成程管領の御手と借奉り
 て渠奴と御刑罪とい天晴の御計略とい申うも僕共罪
 科るは疵と蒙る支何とも迷惑又存するのみ屍込を
 俵まび千摩田が曰ふ屍込とる及に依て其代は僕等
 褒美とく銘々金子と遣とく此儀速又兼引らる
 と聞て中よ世智伶俐あり家僕の有て御褒美とて金子
 と下さるへ有がく存知も身も髪層こそと父母に受
 け敢て傷ひ破らざると孝の始と兼り居まると両親より

受く無疵の此五体は奈何又金子が貪るれんとて金の人
 疵と蒙る支好まざると主人の御頼も黙止がと始末
 へんをまじも兎角は欲の世界とて疵一寸は付く方金
 幣歩下されは尤深疵は偏し御用捨は預りたり唯今申
 上る通一寸は附き歩くと有るは千摩田其段を委細
 兼知りて有りれば随分痛まざるや願やと云ふ心得りや
 つひ千大田及び幸寄とて熟子等ともくは八人の家僕も刀
 疵と付誰へ何寸彼何寸と銘々書記のかのく膏藥を粘り
 千大田堂左門ハ幸崎牛田の両士は苗王と佐くと八人の家僕と召具
 一とれり伊藤が邸宅へ住り案内とて堂左門伊藤助左門よ

面會して拙者隣町に住松ヶ枝屋五良兵衛より者街民の身を雇
見ず武術鍛錬の為刀誡とらいつて毎夜往還へ出て往來の者と
對人喧嘩闘諍及び己が藝道の甲乙まじハ刀の切味と試んぐ
為往來の男女と及傷及び既より拙者家僕等用向
て夜分出る度々狼藉及びき僕二奴位の間ハ拙者も公を交
と存するも唯々堪忍と以深遠慮もつて罷在とも久又手疵
負せしむ拙者斯の始末何分足下へ御頼申入処うれ宜しく
御重役へ御相談の上然べく御法刑又行れと頼も千子田
ハ奴僕等と売人呼出し疵と助左門又見せ置て八入とも又
召具して飯宅及びびくろぞ愚あは是は於て伊藤助左門ハ早

速政館へ出て此旨重役又談合の上下吏又命ど長谷寺門前より
津和街松枝屋五良兵衛方へ捕入の大勢来り御檢驗の儀ハ問繩
綫の誡と受べし申渡し九れが五良兵衛の身は於寸毛も犯せり
罪ありと思へども上意とゆき詮方ありと縛られて政館へ往小
跡の処街長立會より混家残らぬ附立て雜具諸式又封印有る
所役の者共へ妻子と預懈怠をく番と守る旨令しく飯られ
はちね

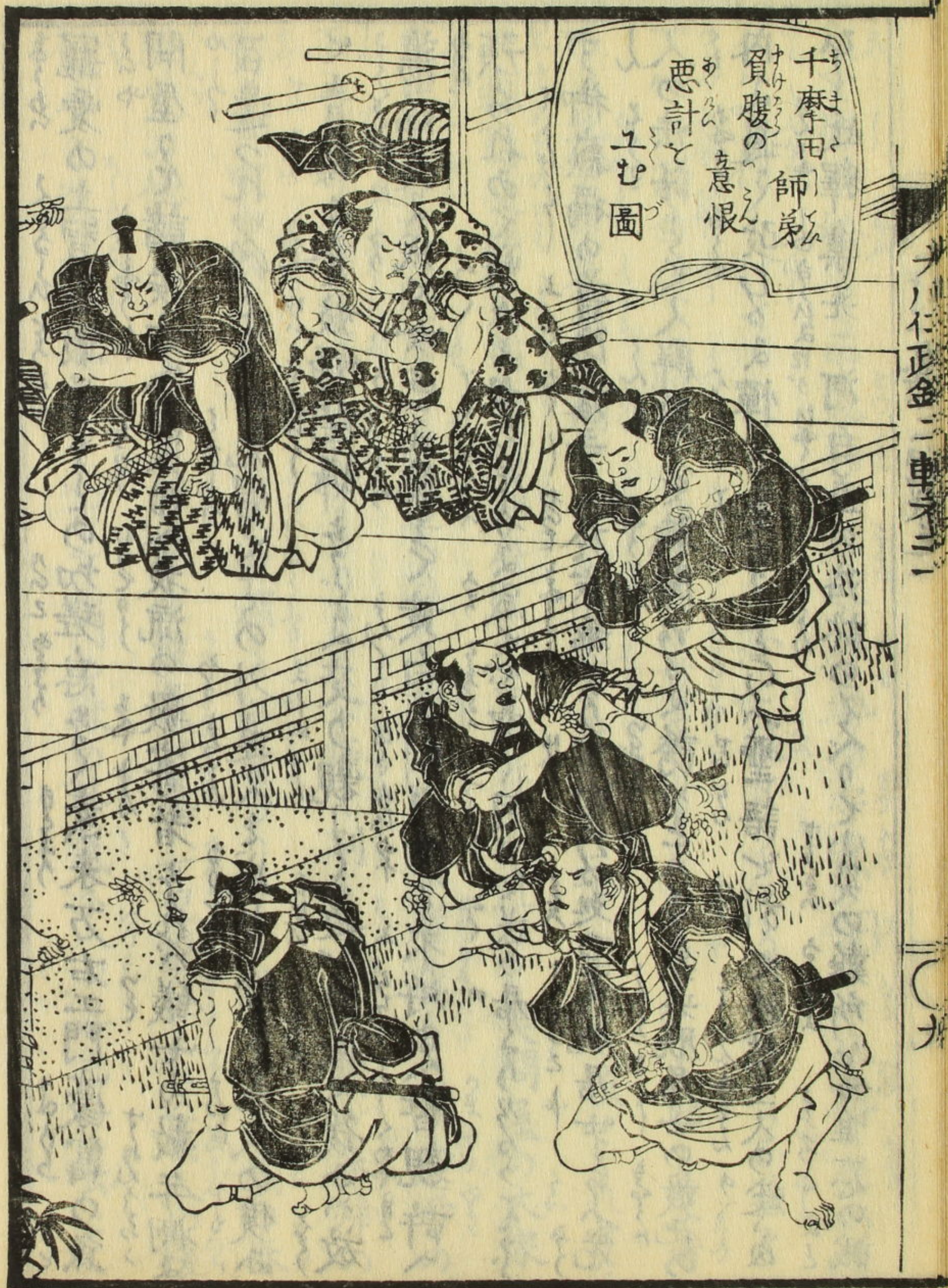
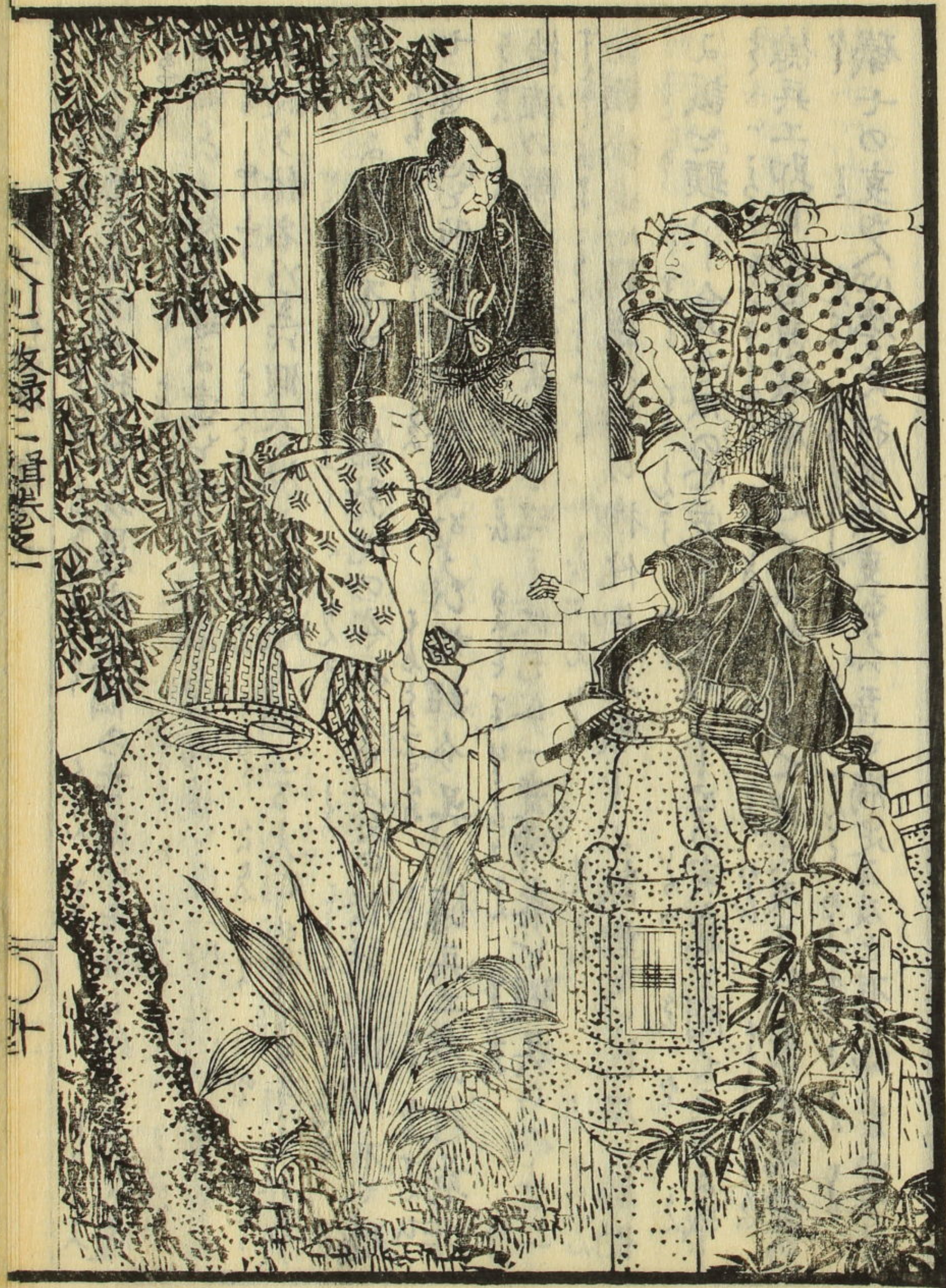
第三回

冠者悔過腕入墨
穢七仁却仇其身

夙又興夜又寢て忠孝と思処の者ハ人之と知らぬといども天か

之と知り給とうや此語の意を伊勢の守武王世の中此親又孝の
人の唯何又付くもたのりききうあに詠せしむる人理するあは
一心二河白道と腕又入墨とて意正直より魚屋と太助とい者
なり此男の来由を聞は相効小田原の城主二万一千石を領せしめ
大森隱岐守実朝侯の城府より一と称せしめり魚問屋の大家
亀甲屋万右工門店又召遣りしる磯吉とい者産まは鎌倉雪の
下又任る骨董屋の男よりりり父不疾く別は母於喜代が慕婦の
貧しき中又成人と姓質愛敬深き幼童よりりり縁有て十一歳の春
隣家の徳兵工とい者紹介と彼亀甲屋へ丁見勤仕又入込成人の後
磯七と改且富家の主人万右工門の殊の外氣不入女子のけきごと

寵愛の上習学数学をどの切瑳怠なく素来万右工門豪富の魚
問屋と諸侯方へ館入り表流の數寄者され磯七も數年側又
召遣つれつれとなく見習てその外達人と成折ふは主人の僕み
て青樓は登妓婦閨婦をど又交り親しく遊と見倣て後か放
蕩嬉夫と成て女色又沈とて黄白の引負多く不埒又暫親許へ
預られぬく將々と母の厄介又成て心憂く月日を送り居るりりり
ず御嶽橋の普陀落寺に於京都より下向りり処の真脱居士とい老
人の法話とて人群聚とて聴聞りり誘はるりり真脱居士の教化の
内又過り改むる又憚る吏とて人聖語を引て法然上人の述ふ
ひ一近釋集并二河白道の法談のいりり小災の難所とも唯一心の誠



千麻田師弟
 負腹の意恨
 悪計と
 ユビ圖

より唱所の称院の称名と以愚痴煩惱の苦患と去知らばと道と違
 と過とのみ知つて道と違と悪とら然らば向後と改一心と称院の本誓と
 取纏り称名らま假令漲水難熾又燃する火焰の中にも道と安養
 淨土と攝取不捨一給称院の本願とのみ処の法話と聽聞有て穢
 七忽よ心と改頻又後悔よむび始紹介吳一德兵工方へ往煎非
 後悔の段ととぬぐと歎き侘く伏乞今一度帰泰と願吳られよと一
 向頼今迄心得違不埒の御佐御恩報一誠勤とつじ度と満面
 又誠と頭へ一貪と母の心労とも易めとこの実意を聞て大と感
 德兵工即日小田原城府へ往て其赴を以て侘よ及られ素未寵愛の
 穢七の更ゆ心慮と相改候更あつて吾も満足及と有て帰泰及らる

穢七の大きと歡天へも昇心地と去とも幼年の砌より今年己未元一
 歳迄の厚恩忘と然と弱輩は心得違と以忘却よむび不身持の
 限何共申釈ま一向後十年の間万を無給金と家僕も召遣はと
 以前の如く店衆も召遣つれ侍りも餘り平安過ると又りの旧病再発
 有と奢侈の意生と不忠有と称りも王家へ申釈ありと偏小願と
 家僕と成て在の腕と一心二河白道と入墨と夏日人と獲と冬の空人と
 日向と同輩と勞つる人の苦勞と吾身と引受と助ると尊要と且一
 時疾く起夜の人より遅く寐て其一時宛の暇の間と徒と過るは菜と調へ
 置王家と日々要用の品とと繩と繩艸鞋草履と造り素人細工の更ゆへ
 とと世上普通の價より半直段と買上貫其内の錢と髪結鼻紙湯

錢分と貫く餘へ残らば引負黄白の償うて王家へ納りて適人
 より黄白錢と惠するとのゆれば其母の許へ贈り養と助る斯
 のごとく篤実誠心の勤勞ゆゑ誰う此儀七と嫉へば三年の光陰を送り
 て怠ず是よりゆゑ王家始店頭其外も感心又因り改め酒店の賣
 場と勢をせりゆゑ志此も不変倍戦々兢とて実深淵と臨がま
 薄氷と履の心地よく篤実至誠又勢々の一心二河白道と志ま
 脇目なく正直の精勤ゆゑ主人も大きき満悦混家かよひ世間の明鑑
 と称せま出入の日雇の者共々も感心又及び儀七とめくと敬ひ崇め
 りるされども日月又蝕たり宇宙又風雨震動の變異ありとつゞく人又
 天災夢難ちるはいつづは是より日々出入する車力の久七とて年頃並

四五歳斗の男有るが一日鳩の縛と包とりの品と持来り儀七は言
 へ曰僕産國へ兼々御咄申せり尾刃富の左富の小鳩と残し置り
 処の老母の以の外大病の由とて急帰國は母の病氣の安否と見届度
 おもゆ侍まども路費又久々との飯國ゆへ平日獨身の母ある定め
 隣家の衆の世話勝成べし其家々へも微少ながら袖産の一品宛
 も遣し右に付近頃申兼くども日頃足下此至誠孝心と總て
 願ひ當春調へる此京島の羽織と代とて寶の身の差合とやう國許の
 飯る迄此羽織と御預有て黄三歩と取替借用有ると餘儀も頼み
 儀七も吾身の思ひ詰され母の病氣見舞ふ飯國と聞て眞実の咄と
 りへ吾も一人の慈母のこと昼夜又志まば足下の思もたありとつて

支配人、頼羽織と預三歩金と渡り久七大急、散暇と告ぐ急
 帰國及及んとて、飯りりる磯七の吾母、孝心するを以て、深く実
 意の却身の佐と成り、闇夜にまぶこそ月夜のりりぐれと知とれ
 諭のどく、これバ車カ久七の其後約日の日限も餘程過る、飯
 来らば如何や、と彼羽織も遂に吾物として其年、父王用旁
 鎌府へ出づ、時彼羽織着、大藏ヶ谷筋違橋邊通行の砌、往違
 たる男の磯七、羽織と見て引止め、足下何もの者、と名、何と
 つぞ町、羽家号杯と委敷問ども子細分明、虚名以答へる、彼男
 如何、と此羽織と着用するや、此羽織へ即吾所持と、其證據、衣の
 肩、海へ鼠地郡内結と墨繪の竹のりや、吾偽と言、る、羽の明白

へ急羽織と脱て見よと云、と磯七の忙驚、羽織と脱て見よ、れ、其
 通き、り、ゆへ、此男聞、ど、當春吾家へ夜盗忍入、魚數七品の内、
 かくのどく、繁華の鎌府の陣所、と吾物顔、又着、と往來、と、言、
 磯七の大、と赤面、と、おび、と、く、と、日々吾王家へ出入、と、る、者、の、扱
 られ、頼、ゆ、金、三、歩、取、替、遣、と、る、質、と、く、預、置、と、る、羽、織、あ、る、が、先
 般約言の日限と半年余りも過ると、人、最、早、吾、り、の、あ、り、と、心、得、て、斯
 の、ど、く、着、用、せ、り、と、い、ひ、佐、と、も、一、向、又、得、心、せ、ば、遂、又、其、処、の、番、屋、へ
 誘、往、此、羽、織、而、已、と、り、何、々、と、い、ひ、双、べ、と、都、合、七、兵、奪、ひ
 盗、ま、さ、し、中、の、り、定、め、て、同、属、有、べ、と、磯、七、の、遂、又、盗、賊、と、い、い、ま、ら、れ
 迷惑難儀ゆへ、種々といひ、佐、と、も、い、ふ、処、又、證據、も、あ、り、況、て、孝、子、と

つ忠心のりゆへは親王家の姓名の美と言ひ公難の懸らんと怖る
がゆへは當座間似合態と虚名を以て偽りよく疑ひ深く夜盗の悪
名を蒙りて宰者も及りりども是非もなき

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

近世大川仁政録二輯卷之一終

